

子ども手当制度が変わります

認定請求が必要になります。

8月26日に「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立したことにより、10月からの子ども手当制度が変更になります。子ども手当を受給するためには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、**該当する全ての方の認定請求が必要**です。

○10月1日現在支給要件に該当している方（現在受給中の方）

平成24年3月30日までに認定請求を行えば、平成23年10月分の手当から受給することができます。現在受給中の方には、10月末に認定請求書を郵送予定です。

○10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たな支給要件に該当するようになった方（出生・転入等）

平成24年3月30日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給することができます。

※なお、公務員の方については、勤務先でお手続きください。

期 間	平成23年10月～平成24年3月		
支給月額	3歳未満	15,000円	
	3歳から小学校修了まで	第1子	10,000円
		第2子 第3子以降	15,000円
中学生	10,000円		
支 給 月	平成24年2月：10～1月分 平成24年6月：2・3月分		
その他変更点	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに対する国内居住要件を設けること（留学中の場合等を除く）。 ○児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給すること。 ○未成年後見人や父母の指定する者へ、父母と同様の要件で手当を支給すること。 ○監護・生計同一を満たす者が複数いる場合、子どもと同居している者へ支給すること（単身赴任の場合を除く）。 ○保育料を手当から直接徴収できるようにする、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとすること。 		

▼問い合わせ先＝福祉課

児童福祉係

☎9130

「子ども110番の家」へのご協力をお願いします

「子ども110番の家」は、子どもたちの通学路を中心に、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時や災害の時に安全に避難し、保護できる場所として、地域内の家庭・店舗・事業所に登録いただき、協力をお願いしております。

協力家庭や店舗等には「子ども110番の家」ステッカーを見やすい所に貼っていただき、

- ・危険に巻き込まれそうになった子どもたちが駆け込んできた時の、子どもたちの一時保護と警察への通知

- ・登下校時における地震・災害発生時における、子どもたちの一時保護の協力をお願いしています。

東日本大震災を契機に、子どもたちの登下校の安全をより一層確保する必要があり、ますことから、新しく「子ども110番の家」にご協力いただける家庭・店舗・事業所の募集をしています。地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

「子ども110番の家」に新たに申込みをされる方は、学区域にある小学校・中学校、または、左記問い合わせ先にご連絡ください。

▼問い合わせ先＝

教育総務課 学校教育係

☎9155

10月17日から23日は行政相談週間

10月17日(月)から23日(日)までは、行政相談週間です。皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに行政運営の改善を図ります。

町では、2名の行政相談委員が総務大臣から委嘱されており、奇数月の第1水曜日と第3水曜日に上三川いきいきプラザで、定例相談（心配ごとなんでも相談）を開設し相談を受け付けています。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

▼相談先＝

●行政相談委員

藤田 猛さん

☎090(1651)6302

●行政相談委員

高田 すみ子さん

☎2719

▼問い合わせ先＝

企画課 情報広報係

☎9117

国民年金

第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受け取ることなく死亡した場合に、夫に生計を維持され、10年以上の婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間について計算した老齢基礎年金額の4分の3です。

付加年金

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料の他に、月額400円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金を受け取る際に、基本額に上乗せして支給されます。上乗せされる年金額は200円×付加保険料納付月数です。

死亡一時金

死亡月の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）期間について保険料納付済み期間を合算した月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金または障がい基礎年金のいずれも受けなくて死亡し、遺族も遺族基礎年金を受けられないときに、その遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順に先順位）

保険料納付済期間	支給額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

であって、死亡したときに生計を同一にしていた方に支給されます。ただし、寡婦年金を受給する場合は支給されません

※付加保険料を36月以上納めていたときは、さらに8,500円が加算されます。

短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済み期間が6ヶ月以上あり、年金を受け取ることが出来ない日本国籍を有していない外国人の方が、被保険者の資格を喪失して日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば保険料納付済み期間に於いて、脱退一時金が支給されます。

保険料納付済期間	支給額
6ヶ月以上12ヶ月未満	45,060円
12ヶ月以上18ヶ月未満	90,120円
18ヶ月以上24ヶ月未満	135,180円
24ヶ月以上30ヶ月未満	180,240円
30ヶ月以上36ヶ月未満	225,300円
36ヶ月以上	270,360円

※平成23年度の支給額です。

▼問い合わせ先

保険課 高齢者年金係
 ☎91129
 宇都宮西年金事務所
 ☎028(622)4222

上三川町議会議員選挙の投票日は12月25日(日)

平成24年1月21日に任期満了となる上三川町議会議員の選挙は、告示日が12月20日(火)、投票日が12月25日(日)に決定しました。

▼問い合わせ先＝

上三川町選挙管理委員会
 (総務課 自治行政係内)
 ☎9116

国民健康保険被保険者証の更新について

平成23年10月1日からの新しい被保険者証は、9月下旬に郵送しましたので、内容を確認後ご使用ください。また、有効期限が平成23年9月30日までの古い被保険者証は誤使用を避けるため、必ずご自分で破棄するか、左記まで返納してください。

なお、次のような場合は、手続きをお願いします。

○社会保険等に変更した場合

現在使用している被保険者証と国民健康保険被保険者証を添えて、住民生活課で手続きください。

○会社を辞めた、また社会保険等の扶養を抜けたので国民健康保険に加入する場合

退職証明書または資格喪失証明書等、辞めたことわかる書類を添えて、住民生活課窓口で手続きください。

▼問い合わせ先＝保険課 国保係 ☎9134